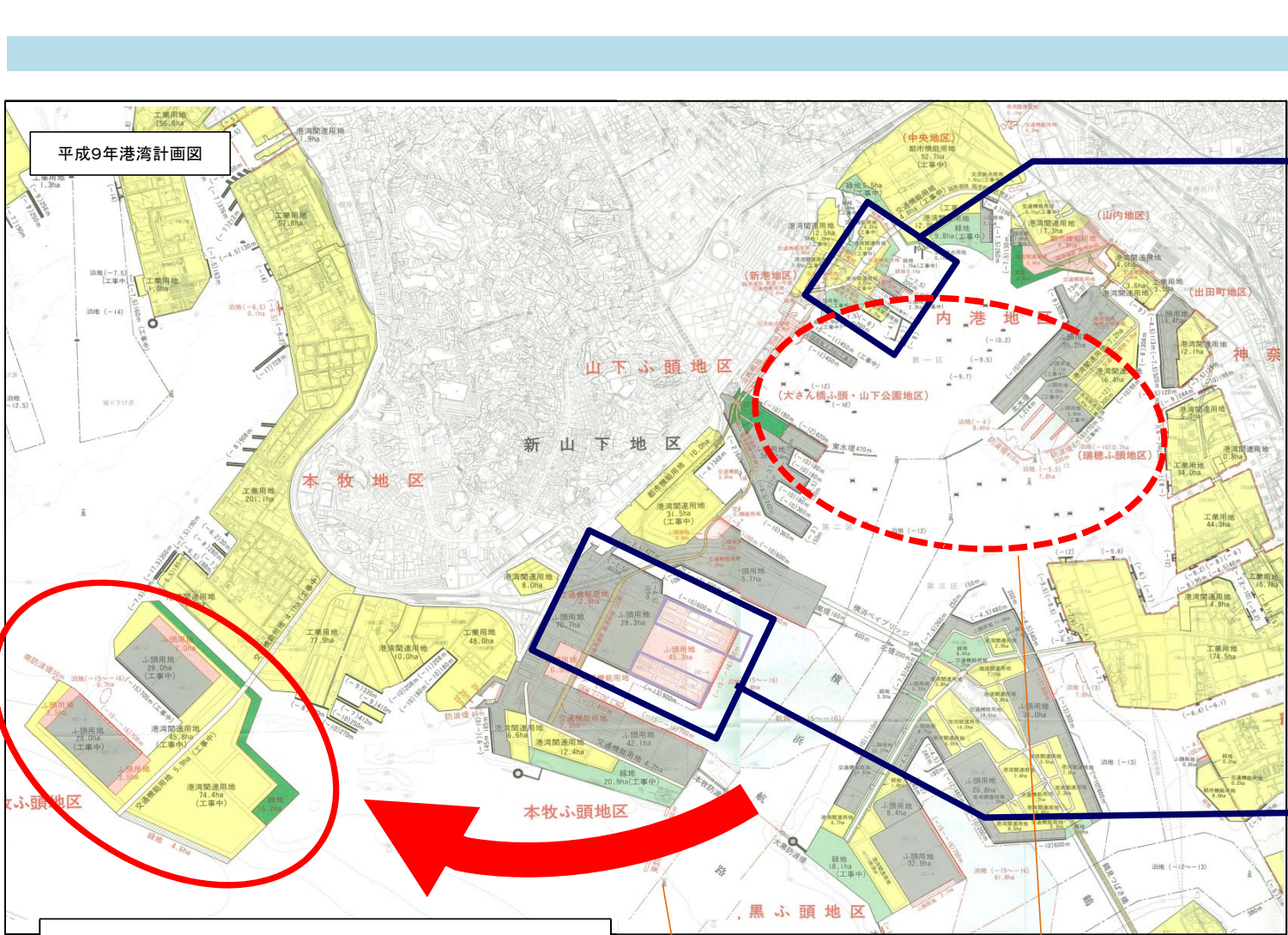


横浜港の施設整備の進展（在来岸壁の廃止・係船浮標の撤去・沖合展開）

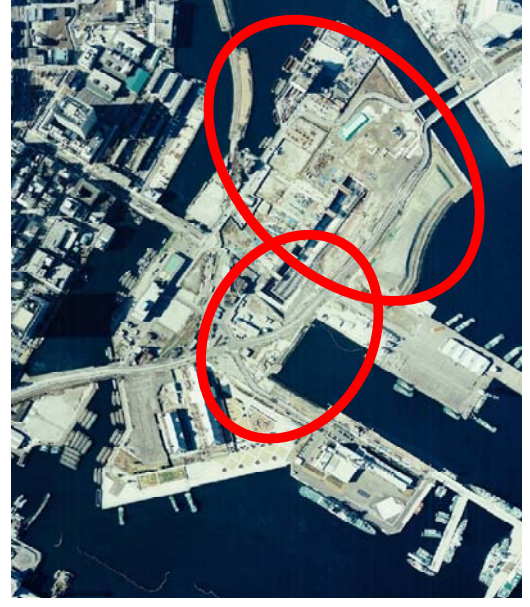


新港ふ頭埋立

本牧ふ頭 B C 突堤間埋立

平成10年(1998年)

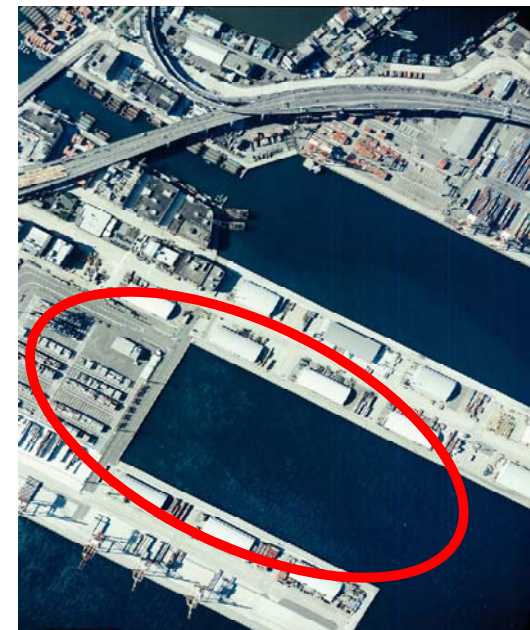
平成25年(2013年)



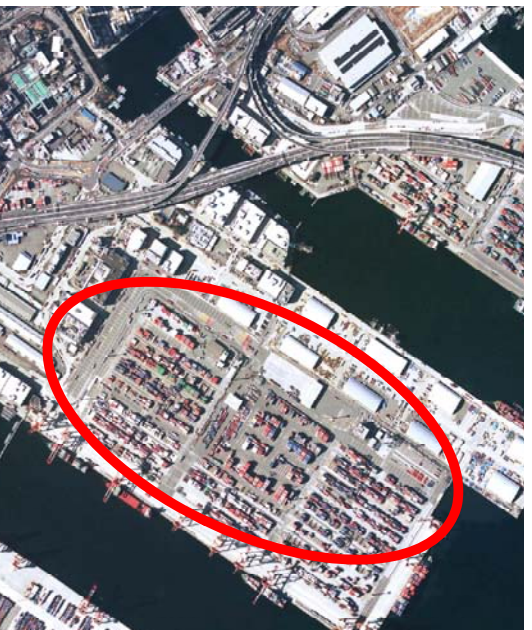
倉庫・上屋を移転し、埋立を実施



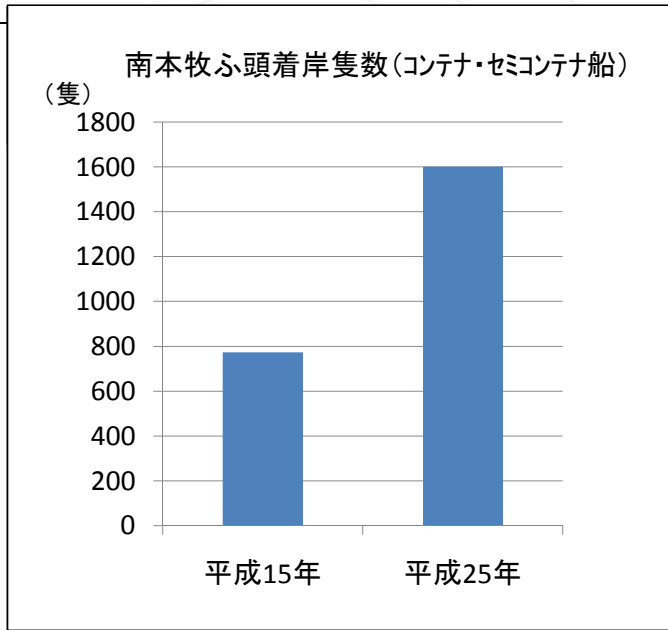
在来岸壁を廃止し、横浜海上防災基地や横浜ワールドポーターズ、横浜赤レンガ倉庫等の商業施設等を整備



BCコンテナターミナル整備(第I期) 2バースを廃止



BCコンテナターミナル整備(第II期) 7バースを廃止



平成9年には港内に24基あった係船浮標を順次撤去し、平成21年4月に全てを廃止

コンテナターミナルの沖合展開により、年間約1,600隻が南本牧ふ頭へ

港湾に関わる国際VHF海岸局(ポータルラジオ)について

◎国際VHF海岸局について

船舶には、船間連絡、船陸の通信手段として「国際VHF無線電話」の設置が国際条約で義務化されています。その船舶と港湾業務用の通信を媒介する陸上側の無線局を「国際VHF海岸局」=日本では「ポータルラジオ」と呼んでいます。

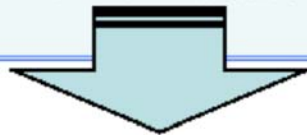
◎国際VHF海岸局の開局 《電波法関係審査基準より一部抜粋》

総務省は「ポータルラジオ」の免許の対象を原則、港湾管理者と海上保安庁としております。

◎港湾法上の位置づけ 《港湾法より一部抜粋》

- ・港湾区域及び臨海区域における事業または、港湾業務の円滑な遂行上必要な「港務通信施設」
- ・水域施設の使用に関し必要な規制を行うこと。

* 必要な規制: 航路通行の順序決定、泊地の指定、船だまり使用の特定規制等 (日本港湾協会「港湾行政の概要」より)



港湾におけるポータルラジオの役割は、港湾管理者と船舶との情報疎通のツールとして船舶の安全と運航効率の促進、港湾施設の有効利用による効率化にあります。1

ポータルラジオの業務内容について

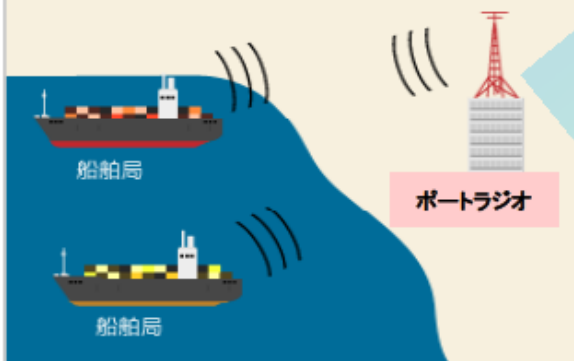
①港湾、船舶情報の収集・データベース化

②船舶動静把握

③リアルタイムな情報提供

《船舶の安全と運航効率の向上=港湾運営の効率化》

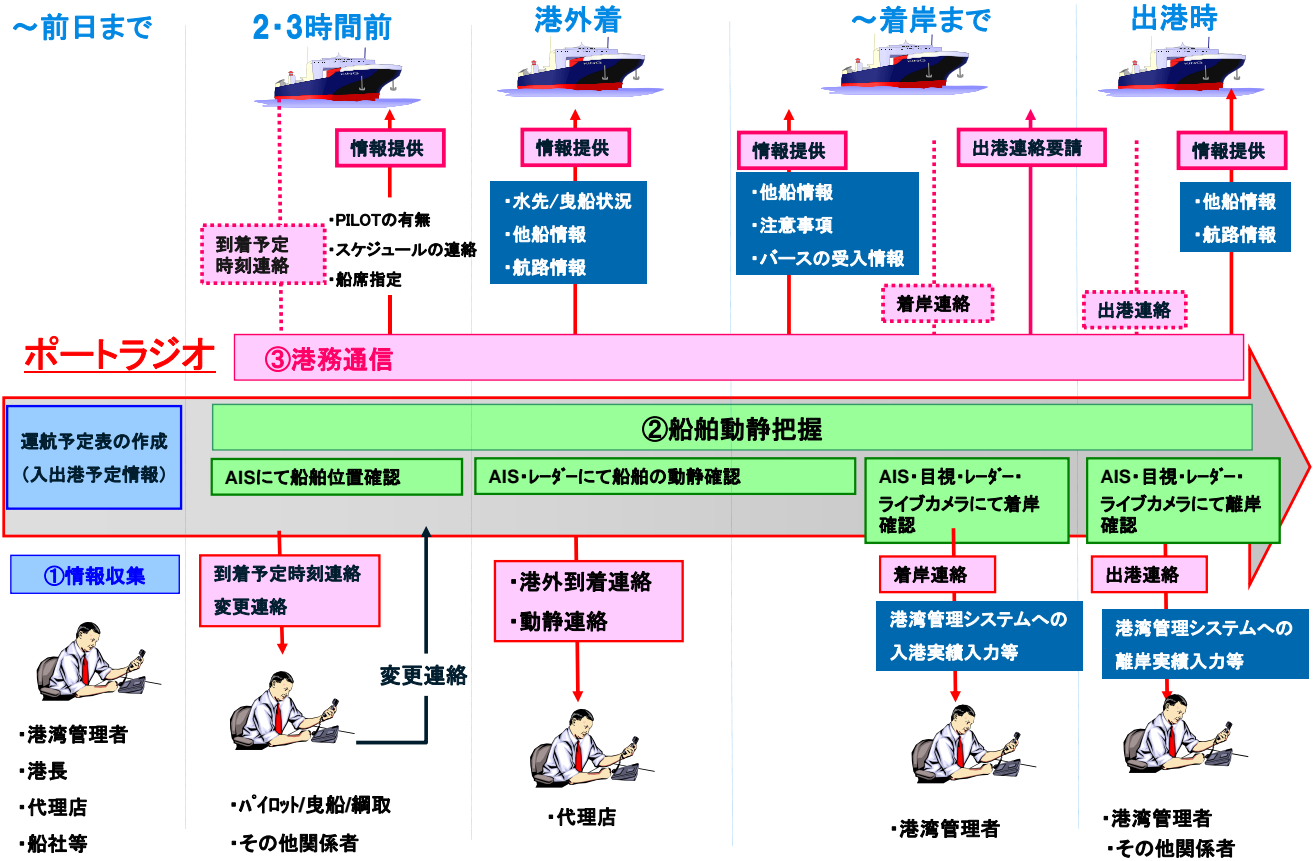
入港の約2~3時間前から通信可能



1. 入港予定時間の通知、出港通知
2. 投錨時間、位置の通知
3. 岸壁(バース)指定、状況問合せ
4. パイロットの手配、状況問合せ
5. タグボートの手配、状況問合せ
6. 綱取の手配、状況問合せ
7. 水補給、エンジン修理等の問合せ
8. 同時刻帯の他船情報の提供
9. 視界並びに気象状況の問合せ
10. 急病人のある場合、医者、救急艇救急車等の手配
11. 船舶に緊急事態発生時の連絡



ポータルラジオ業務の流れ



3

よこはまポータルラジオの機能強化

運航予定表の作成
(入出港予定情報)

AIS・レーダーによる船舶情報、位置、
速力、進路など船舶動静を把握

詳細で正確な情報を把握するため

情報提供機能の強化

ライブカメラ(3か所)
風向風速計(1か所)を増設

横浜航路の全水域を可視化

AISで確認できない

岸壁前面水域の状況や綱取り・
放し等の作業情報、風向
風速の気象も把握

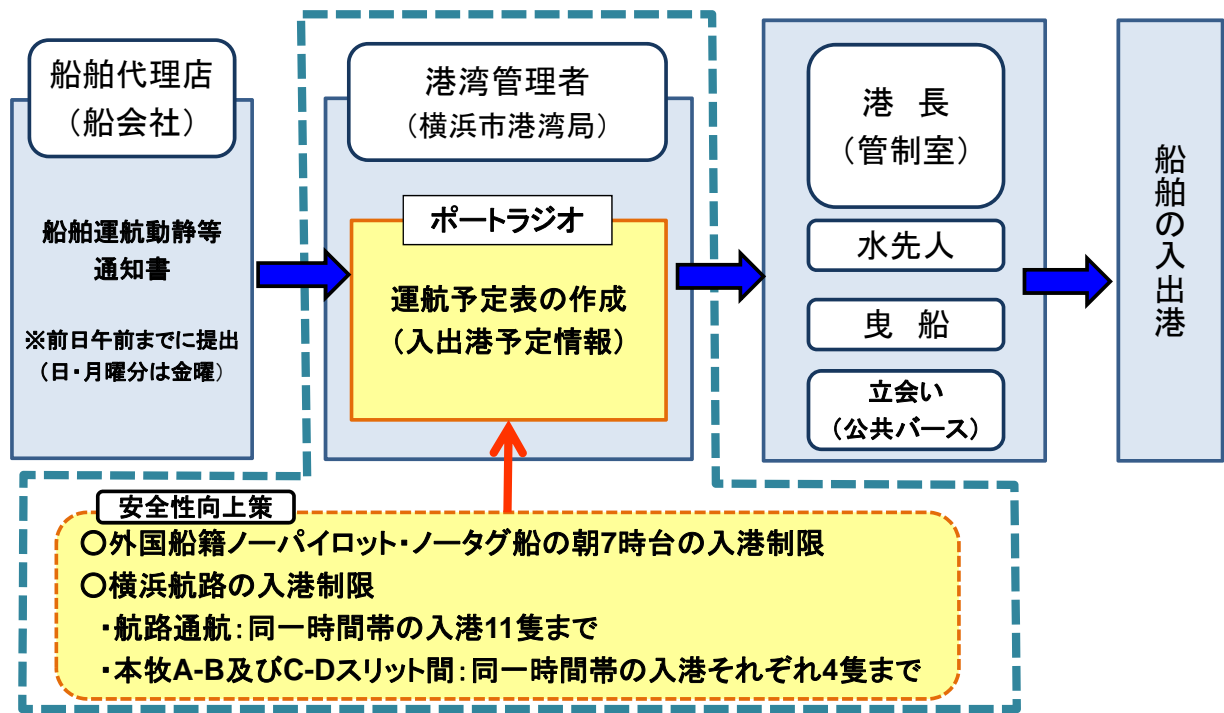


AISの情報に加え、ビジュアル情報により、
船舶及び港内管制室、水先人の関係者
へより正確で詳細な情報を提供している

4

ピーク時間帯制限の運用について(安全性向上策の実施)

横浜港では、入出港前日に船舶代理店から提出される「船舶運航動静等通知書」に基づき、港湾管理者が、航路・水先・曳船などの時間も含め、一括して調整を行ったうえで作成する「運航予定表」により、船舶を運航している。このため、港湾管理者の安全性向上策は確実に実施できる仕組みとなっている。



※ この手引きを船橋等の見やすい場所に備えて下さい。

横浜港入港の手引き

平成25年8月

横 浜 市 港 湾 局

目 次

1	国際 VHF の聴取と連絡	2
2	横浜港のバース	4
3	水先人の要請とタグボートの配備	5
4	入出港時の注意事項	6
5	不適切運航事例	8
6	横浜航路の管制信号	11
7	鶴見航路の管制信号	12
8	進路信号	13
9	錨地	14
10	危険物積載船	17
11	港則法及び同施行規則（一部抜粋）	18

横浜港入港の手引き

横浜川崎区における強制水先対象は、3,000GT以上（危険物積載船を除く）の船舶です。

なお、**危険物積載船は、300GT以上が強制水先対象船舶**となります。

横浜川崎区へ入出港する船舶は、この手引きを熟読され、港則法その他関係法規を遵守するとともに、他船の航行に充分注意して船舶の安全航行に御協力願います。

1 国際 VHF の聴取と連絡

【国際 VHF の聴取】

- **国際 VHF16ch を必ず聴取し、呼出しがあれば必ず応答**すること。
なお、16ch の使用については、呼出し及び応答のみの使用とし、実際の通信にあたっては、他の通信用チャンネルに切り換えて使用すること。
- 通信終了時、プレストークスイッチが完全にリセットされていることを確認すること。
(マスキングの防止)

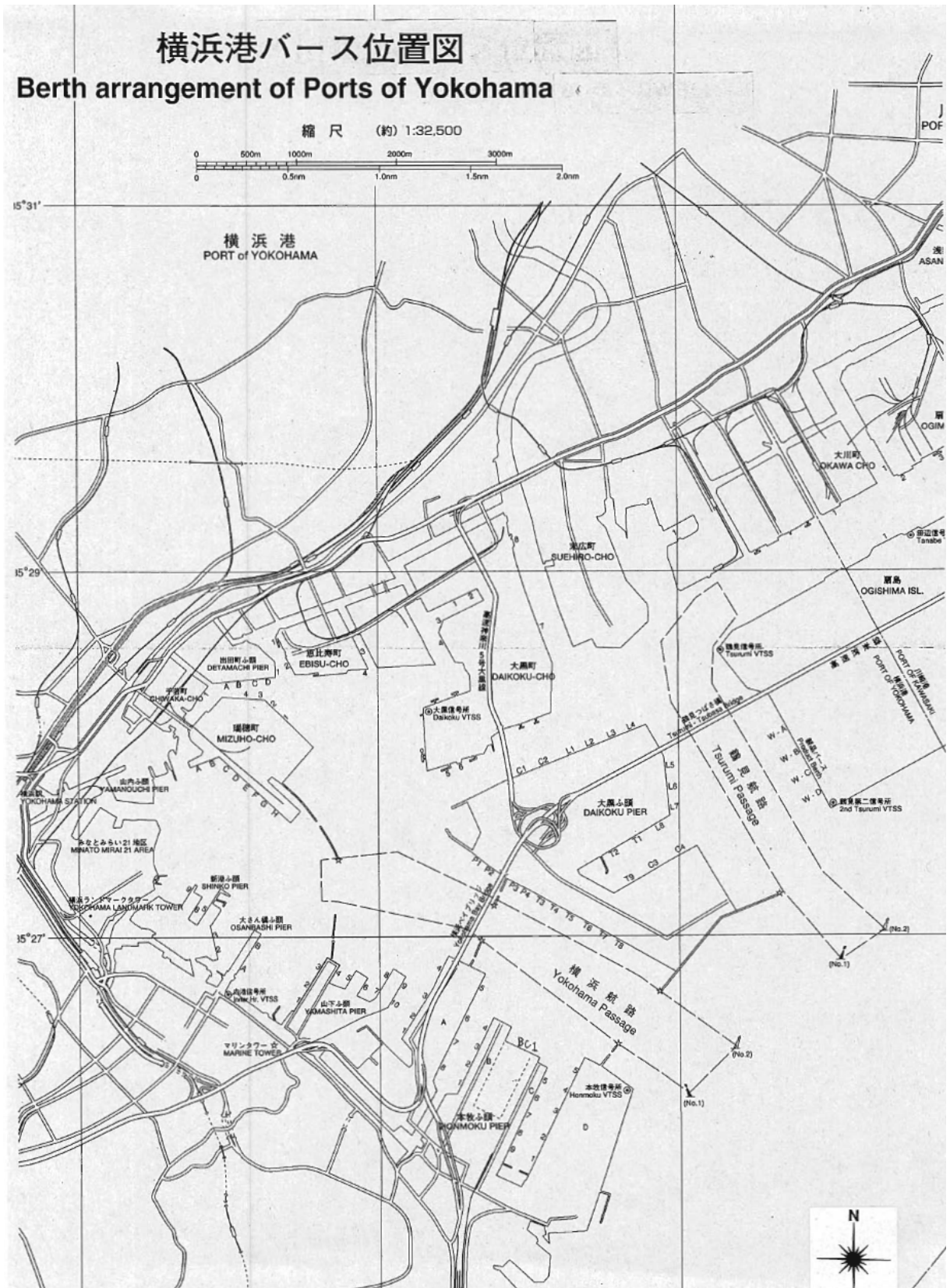
呼出名称	呼出・応答	通信用	備考
けいひんハーバーレーダー	16ch	14ch	海上保安庁（港内交通管制室） が行う航路管制等に関する通信
よこはまこうないほあん	16ch	12ch	
よこはまほあん	16ch	12ch	海上保安庁（港長）が行う安全に関する通信
よこはまポートラジオ	16ch	11ch・18ch ・20ch	横浜市港湾局・川崎市港湾局 （港湾管理者が行う港務通信）

【船舶動静の連絡】

横浜港に入出港する時は「よこはまポータルラジオ」を、国際 VHF (16ch) で呼出し、以下の要領で船舶動静の連絡を行うこと。

区分	連絡時期	本船からの 通報事項	本船への情報提供 ・ 確認事項	
入 港	事前通報	①No-Pilot 船 (横浜港外 3H 前)	<ul style="list-style-type: none"> 港外到着予定時刻 (ETA) 	<ul style="list-style-type: none"> LOA 確認 (初入港船) バース予定、着舷側 (船席指定) パイロット情報 タグボート情報 スラスター状況 (必要な場合) 航路管制情報 入港経路案内 (中ノ瀬航路経由) 通過地点通報要請 (必要な場合) 気象情報 (風向・風速等)
		②Pilot 要請船 (BayPilot 乗船後)		
		③東京湾内他港出 港船(他港出港後)		
	通過地点 通報 (必要に応 じて)	①浦賀水道航路 1 番ブイ通過	<ul style="list-style-type: none"> 通過地点通過時刻 	<ul style="list-style-type: none"> ETA 確認
		②浦賀水道航路 6 番ブイ通過	<ul style="list-style-type: none"> 通過地点通過時刻 正確な航路入港到 着時刻 	<ul style="list-style-type: none"> バース情報 航路管制情報 タグボート情報
		③中ノ瀬航路 7 番ブイ通過		
	入港通報	①港外到着時 (直行バース船)	<ul style="list-style-type: none"> 港外到着時刻 (スタート時) 	<ul style="list-style-type: none"> バース受入れ情報 進路信号旗表示案内 タグボート情報 航路管制情報 他船情報
		②港外アンカー時	<ul style="list-style-type: none"> 錨地指定/変更依 頼 投錨時刻 位置通報 	<ul style="list-style-type: none"> 新錨地指定 (保安部と連携) バース予定、着舷側 (船席指定) パイロット情報 タグボート情報
	移動通報 (錨地～港内)	①スタート直前 (抜錨開始時)	<ul style="list-style-type: none"> 抜錨開始通報 	<ul style="list-style-type: none"> スタンバイ状況確認 進路信号旗表示確認 スタート予定時間通知 航路管制情報
		②スタート時 (抜錨後)	<ul style="list-style-type: none"> 抜錨終了通報 	<ul style="list-style-type: none"> スタートタイミング連絡 バース受入れ情報 他船動向
着岸通報 (No-Pilot 船)	着岸時	着岸時刻	<ul style="list-style-type: none"> 離岸前通報を要請 (出港 30 時間前通報) 	
出 港	事前通報	①30 分前 (No-Pilot 船)	<ul style="list-style-type: none"> 出港予定時刻 	<ul style="list-style-type: none"> 航路管制情報 綱放し、タグ情報 その他港湾情報 シングルアップ通報要請
		②シングルアップ 終了時 (No-Pilot 船)	<ul style="list-style-type: none"> シングルアップ通 報 	<ul style="list-style-type: none"> 航路管制情報 他船情報 離岸タイミング情報 (No-Pilot 船)
		③出港スタンバイ 時(Pilot 船)	<ul style="list-style-type: none"> 出港スタンバイ通 報 	
	出港通報	離岸時	出港通報	<ul style="list-style-type: none"> 他船情報
その他	適宜		工事関連情報等	

2 横浜港のバース



3 水先人の要請とタグボートの配備

- (1) 3,000GT 以上の船舶（危険物積載船を除く）は、「水先人」を乗り込ませなければならない。
- (2) 300GT 以上の危険物積載船[※]は、「水先人」を乗り込ませなければならない。
※「10 危険物積載船」参照
- (3) 3,000GT 未満の船舶で、入港経験が過去 1 年間に 2 回以内の船長及び輻輳する時間帯（0600～0800、1600～1800）に入出港する船舶は、「水先人」及び「タグボート」をできる限り要請すること。
- (4) 水先人が乗船しない船舶の船長は、「タグボート」をできる限り要請すること。

4 入出港時の注意事項

(1) 法令遵守

港則法その他関係法規を遵守 (別紙2参照) し、この手引きの記載事項を必ず守ること。

(2) 海図の整備

横浜港又は川崎港への入港のために最低必要とされる次の海図について、**最新の海図もしくは改補された海図を必ず備える**こと。

仕向港	必要な海図〔海図番号〕
横浜港	東京湾中部〔W1062号〕、横浜〔W66号〕 ※根岸湾方面に入港する場合は、根岸〔W1085号〕も必要となる。 東京湾中部〔W1062号〕、川崎〔W67号〕

横浜市内の水路図誌販売所一覧

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KOKAI/ZUSHI3/shop/default.htm>

販売所	所在地	電話
(株)海王	横浜市金沢区白帆 4-3 (横浜ベイサイドマリーナ内 横浜シーサイドピア 4F)	(045)773-0685
(株)谷田商会	横浜市中区かもめ町 4 (横浜船用品センター)	(045)621-5651
イセザキ書房	横浜市中区末吉町 1-23	(045)261-3308
金港船具(株)	横浜市中区吉田町 53	(045)251-5364
(株)マシン商会横浜	横浜市中区本牧間門 43-18	(045)623-6603
横浜船用品(株)	横浜市西区戸部町 5-179	(045)231-6037
(株)エノモト	横浜市神奈川区子安通 1-2-3	(045)453-6660
東宝物産(株)	横須賀市西浦賀町 1-5	(0468)41-7900
(株)マリーナヴェラシス	横須賀市西浦賀町 4-11-5	(046)844-2111
平野ボート・ヨコハママリーナ	横浜市磯子区新杉田町 2	(045)771-2223
(株)垂見	横浜市神奈川区栄町 21-2	(045)441-1855
横浜マリン海技学院	横浜市神奈川区東神奈川 1-8-1	(045)461-1013
三洋商事(株)東京支店横浜事務所	横浜市鶴見区下野谷町 4-165	(045)505-0788
コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド海図グループ 横浜海図チーム	横浜市中区山下町 273 (JPT 元町ビル)	(045)650-1380
(株)ヒカワマリン横浜	横浜市中区海岸通 3-9 (郵船ビル)	(045)212-1402
(有)共和	横浜市中区かもめ町 4 (横浜船用品センター)	(045)625-2234
(株)橋本船具店	横浜市中区根岸町 3-176-1	(045)624-1621
東宝商事(株)横浜営業所	横浜市西区桜木町 7-45-6	(045)322-0426
(株)トステック	横浜市西区戸部町 4-158-12	(045)241-3685
(株)双洋商会	横浜市西区高島 2-10-28	(045)441-0828
(有)上平商会	横浜市南区井土ヶ谷中町 38	(045)713-7873
舵シープラザ	横浜市南区共進町 3-74	(045)731-8751
(株)ダイセン	横浜市南区白金町 2-28	(045)242-6121
中村船具工業(株)	横浜市南区永田東 3-6-15	(045)713-5481

(3) 航行管制（横浜航路、鶴見航路）

管制信号を必ず守ること。

- 横浜航路の信号所位置及び管制信号（「6 横浜航路の管制信号」参照）
- 管制船の入出航予定は、横浜海上保安部 MICS(沿岸域情報提供システム)で、確認することができます。

http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/h22houkaisei/sozai/guide4_j.pdf

- 鶴見航路の信号所位置、管制信号及び通航方法（「7 鶴見航路の管制信号」参照）

(4) 進路の表示

港内を航行しようとする船舶は、定められた**進路信号を表示する**こと。（「8 進路信号」参照）

(5) 錨地

錨地の指定を受けた船舶は、**正確な位置に投錨**すること。（「9 錨地別紙」参照）

(6) けい留の方法

- 着岸時は原則として入船向きにけい留し、指定した位置（N 旗・夜間は緑色灯など）に船橋が相對するように立会人の指示に従って着岸させること。
- 投錨する場合は、他船の着離岸の妨げになるような位置に投錨してはならない。
- 港湾施設を破損させるような着離岸操船をしないこと。

(7) けい留中の遵守事項

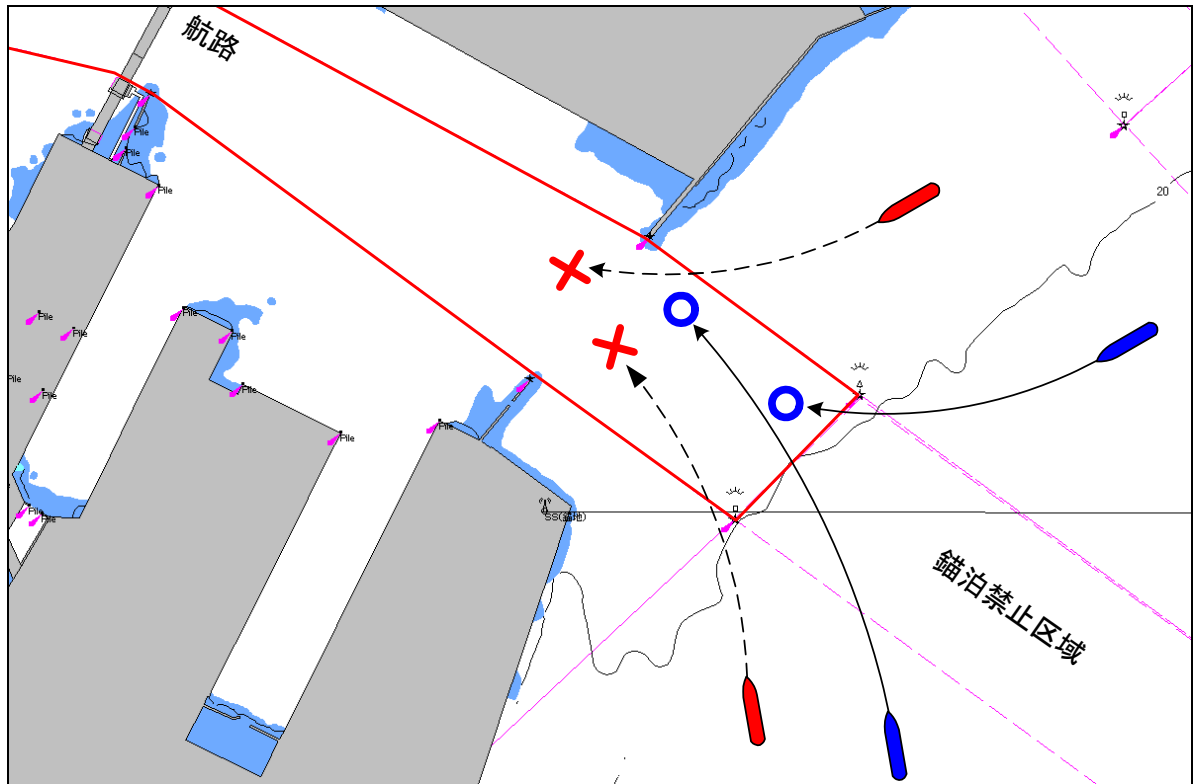
- 火災その他により、他と危害を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、すみやかに離岸その他の適当な措置をすること。
- 天候不穩のおそれがあるときは、あらかじめ適当な措置をして、いつでも避難できる準備をすること。
- 不要となった船具、荷役用具、廃油、灰じん、その他船内において生じた廃棄物を岸壁又は海中に投棄しないこと。

(8) その他

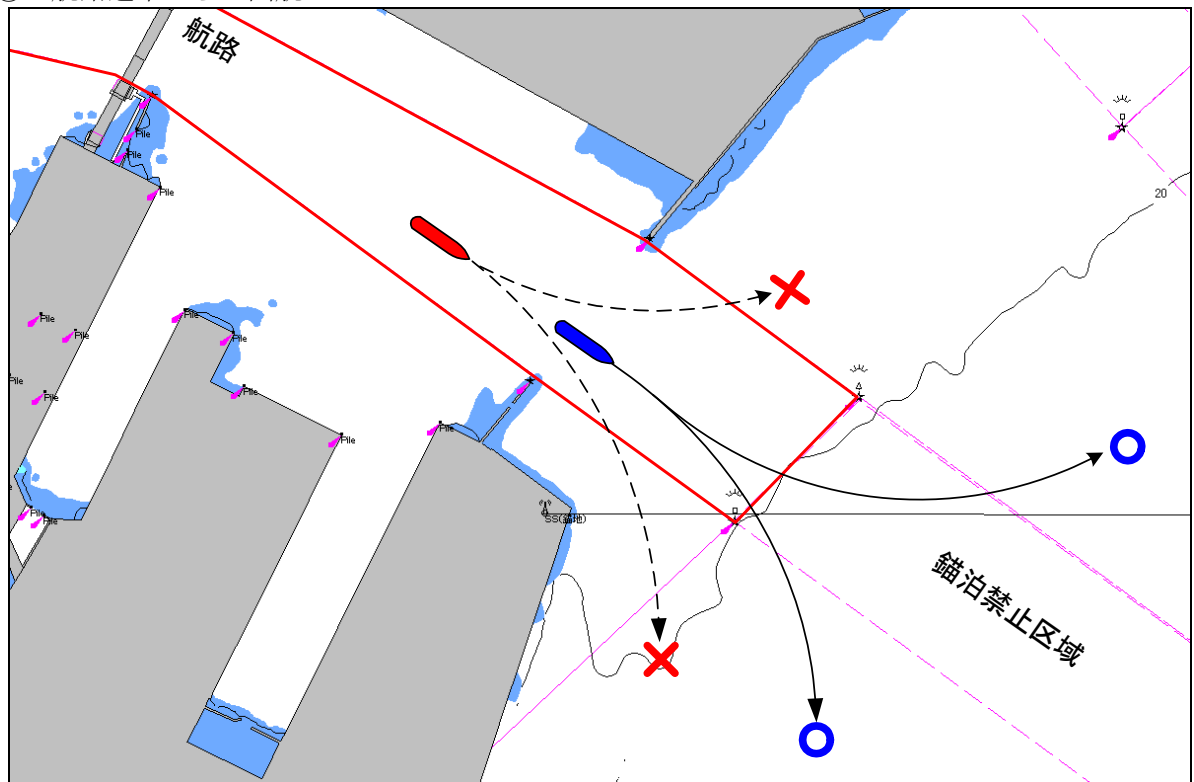
港長及び港湾管理者から指示があればそれに従うこと。

5 不適切運航事例

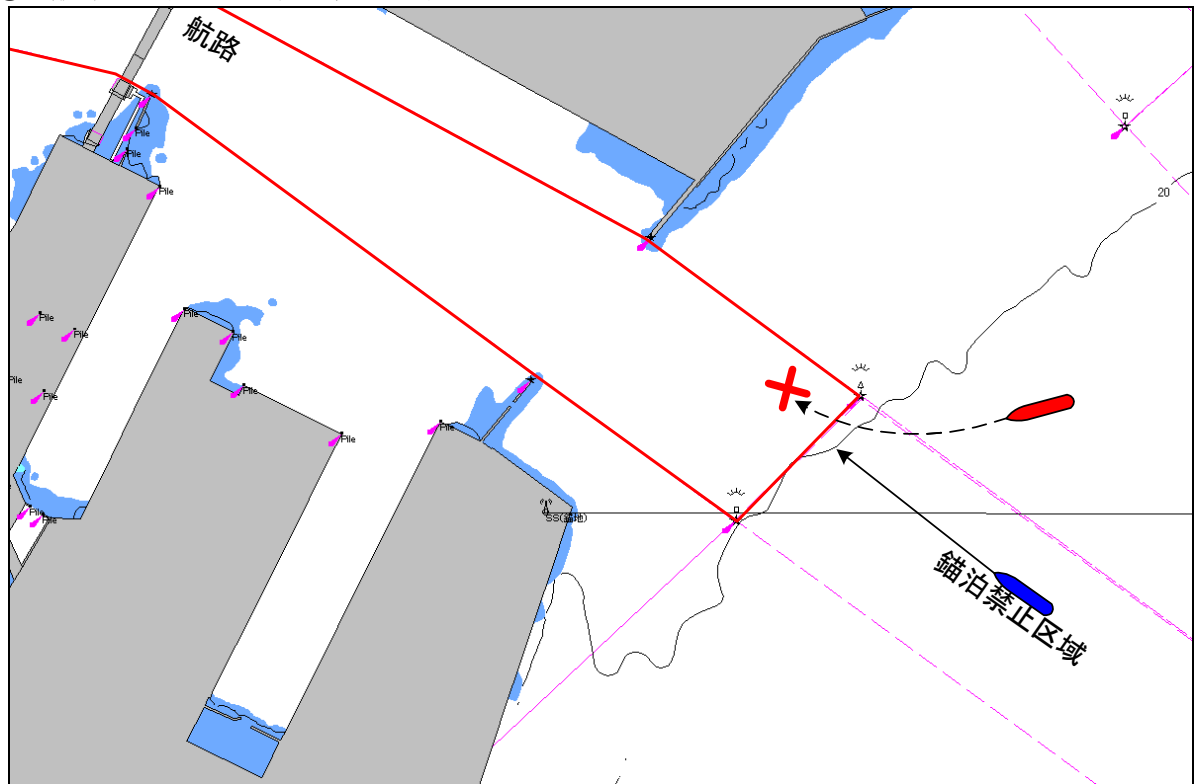
① 航路途中からの入航



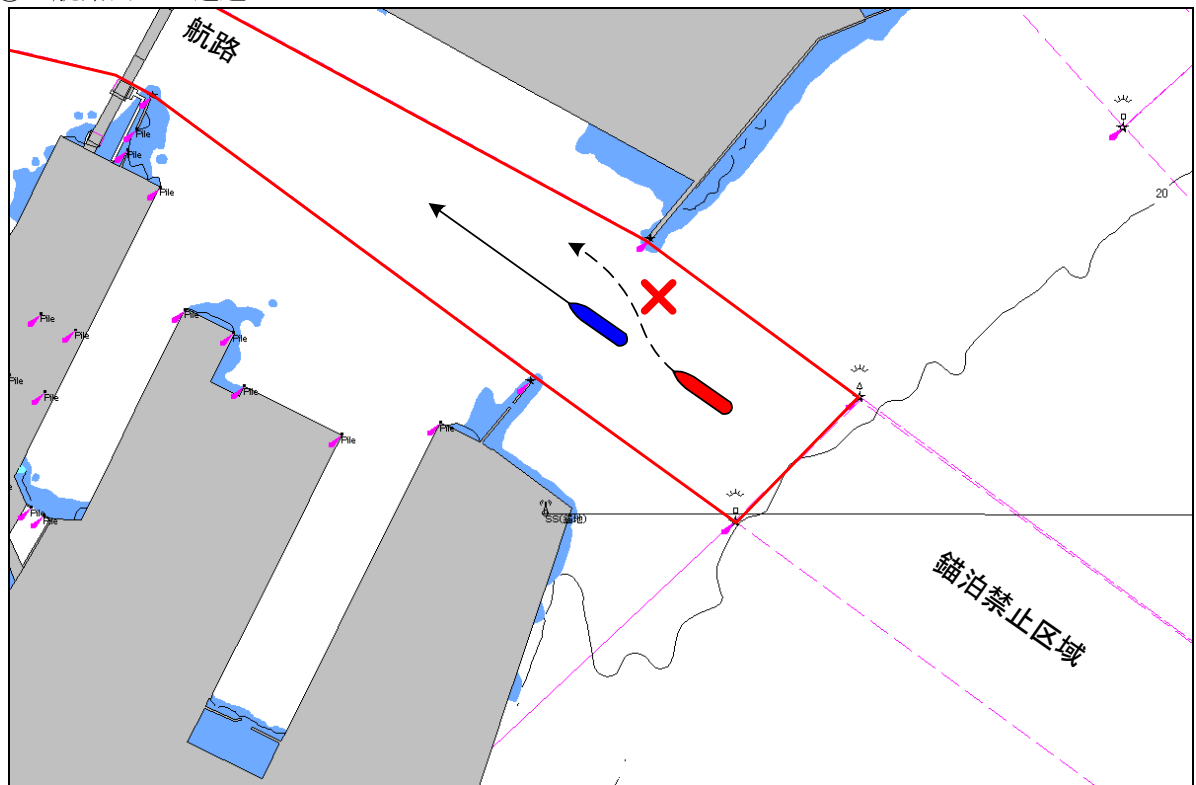
② 航路途中からの出航



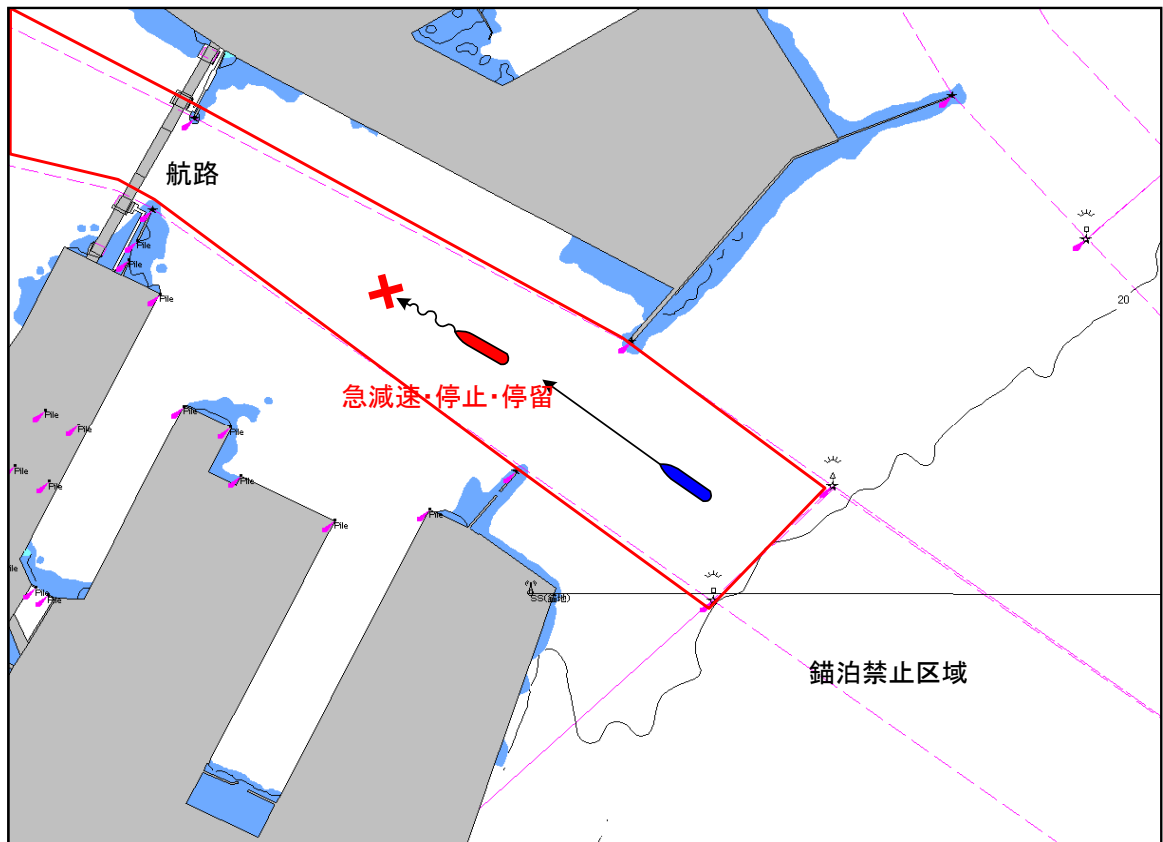
③ 航路入口付近での前方割り込み



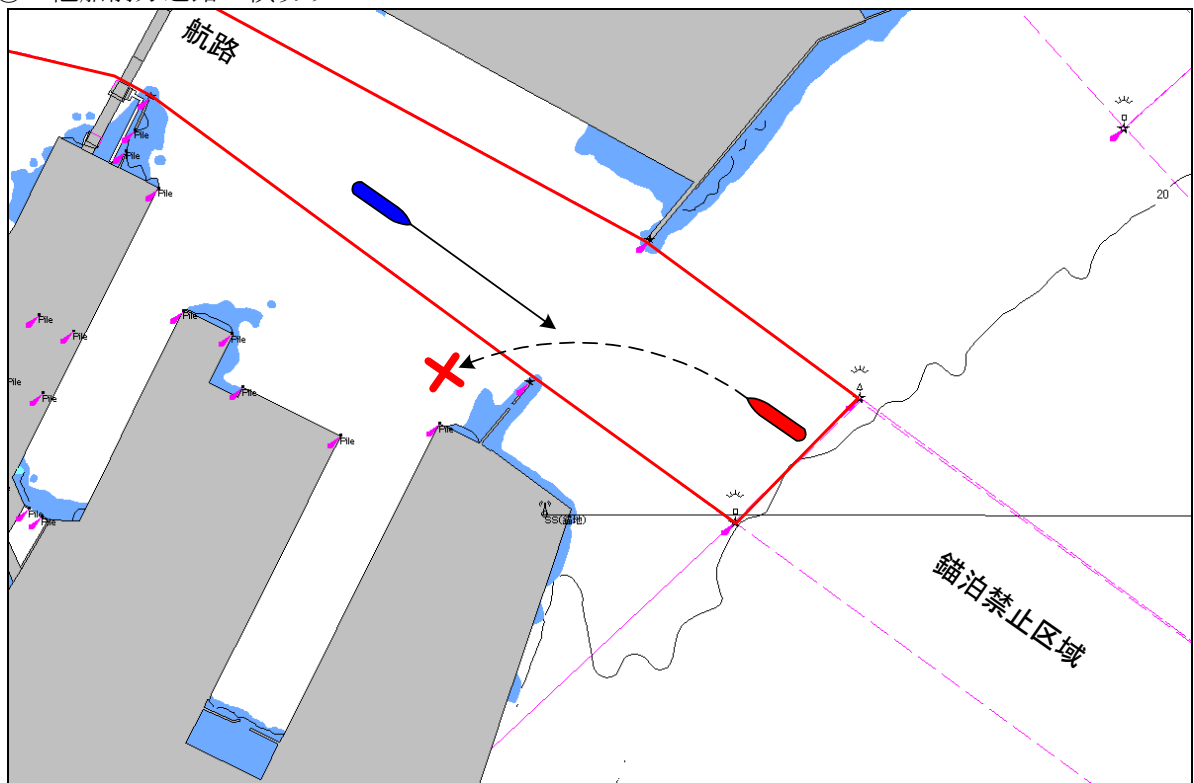
④ 航路内での追越し



⑤ 航路内での急減速、停止、停留



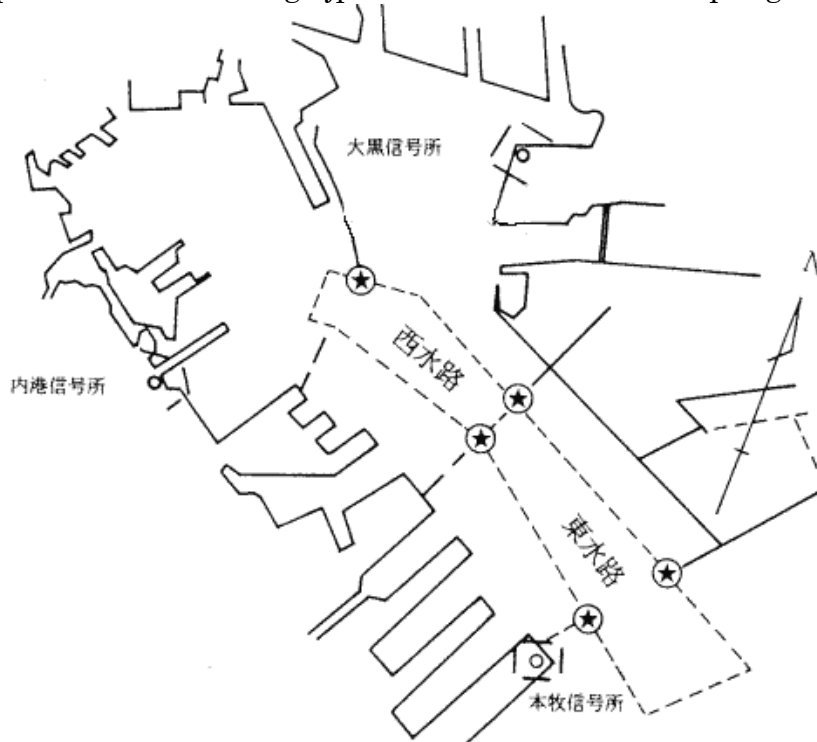
⑥ 他船前方進路の横切り



6 横浜航路の管制信号

横浜航路における航路管制が平成 22 年 7 月 1 日から変更されました。

URL:http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/h22houkaisei/pdf/guide4_j.pdf



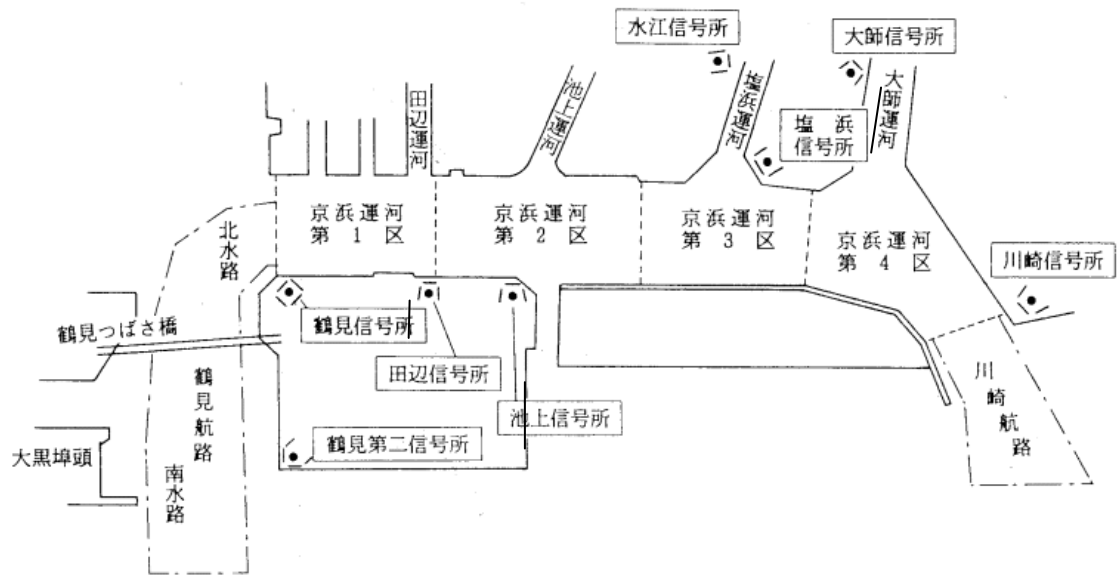
【横浜航路の管制信号】

信号	記号	信号の略称	意味
I の文字の点滅	I'	入航信号 (IN)	<ul style="list-style-type: none"> 入航船は入航可能 全長 50m 以上 (500GT 未満は除く) 出航禁止
O の文字の点滅	O'	出航信号 (OUT)	<ul style="list-style-type: none"> 出航船は出航可能 全長 50m 以上 (500GT 未満は除く) 入航禁止
F の文字の点滅	F'	自由信号 (FREE)	<ul style="list-style-type: none"> 全長 160m (油送船は 1,000GT) 以上入出航禁止 その他は入出航自由
X の文字の点灯	X'	禁止信号	<ul style="list-style-type: none"> 港長の指示船以外入出航禁止
X の文字と次に切かわる信号の交互点滅	X' I' X' O' X' F'	切替予告信号	<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行船は航行可能 航路外にある全長 50m 以上 (500GT 未満は除く) の船舶は航路内航行船の進路を避けて航路外で待機 間もなく I' (又は O' F') に変わる
X の文字の点滅	X'		<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行船は航行可能 航路外にある全船舶は航路内航行船の進路を避けて航路外で待機 間もなく X に変わる

※信号は電光表示板に標示するアルファベット文字で行う。

※油送船：原油、液化石油ガス若しくは引火点が摂氏23度未満の液体を積載しているもの、又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後、ガス検定を行い、火災若しくは爆発の恐れのないことを船長が確認していないものをいう。(以下同じ)

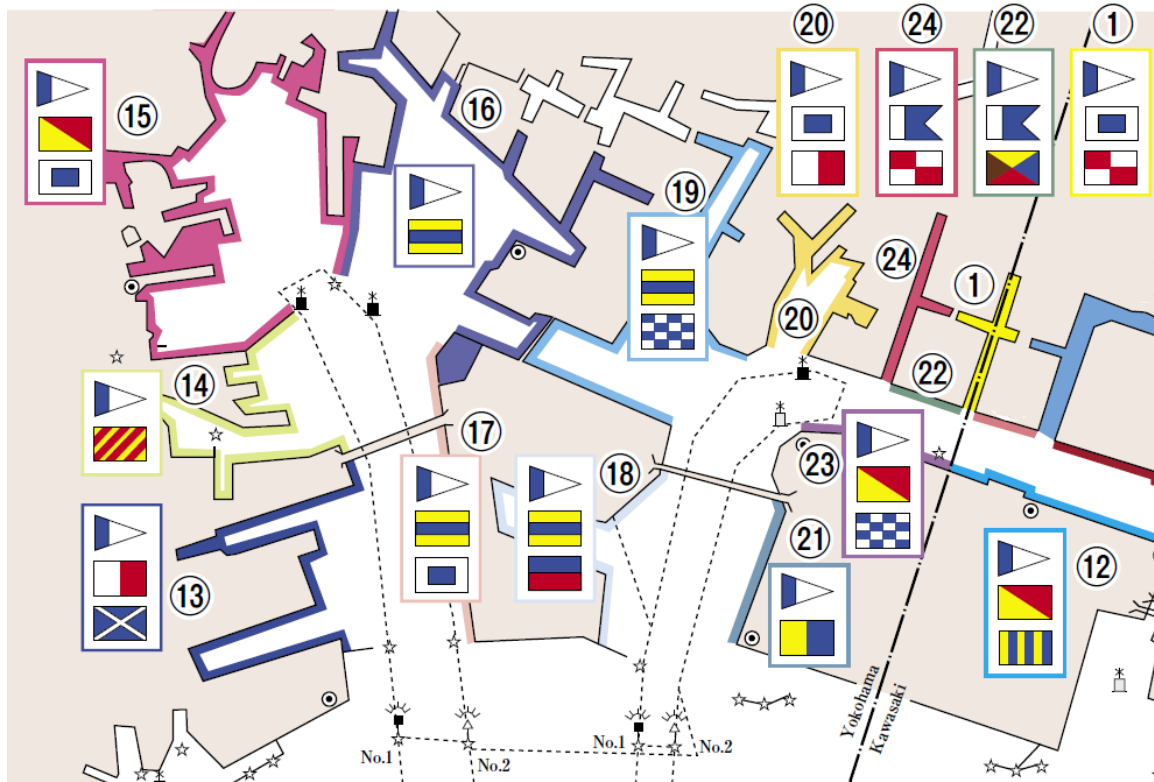
7 鶴見航路の管制信号



【鶴見航路の管制信号】

信号	記号	信号の略称	意味
I の文字の点滅	I'	入航信号 (IN)	<ul style="list-style-type: none"> 入航船は入航可能 1,000GT 以上出航禁止
O の文字の点滅	O'	出航信号 (OUT)	<ul style="list-style-type: none"> 出航船は出航可能 1,000GT 以上入航禁止
X の文字の点滅	X'	注意信号	<p>【鶴見航路(南水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南水路内航行中の船舶は入出航可能。 南水路外にある船舶は入出航禁止。但し、北水路から出航中の航行船舶は出航可能。 <p>【鶴見航路(北水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北水路内航行中の船舶は入出航可能。 北水路外にある船舶は入出航禁止。但し、京浜運河第1区から出航中の航行船舶は出航可能。
X の文字の点灯	X	禁止信号	<ul style="list-style-type: none"> 港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止。但し、 <p>【鶴見航路(南水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北水路から出航中の航行船舶は出航可能 <p>【鶴見航路(北水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鶴見信号所の内側信号板が T 又は T' の時は京浜運河第1区からの出航船舶は出航可能。

8 進路信号



港の名称	港コード	港則法規則第11条に基づく 進路信号	対応する 港内進路コード	入力例	
京浜	横浜区	JP YOK	⑬ 2代・H・M	HM	>JP YOK HM
			⑭ 2代・Y	Y	>JP YOK Y
			⑮ 2代・O・S	OS	>JP YOK OS
			⑯ 2代・D	D	>JP YOK D
			⑰ 2代・D・S	DS	>JP YOK DS
			⑱ 2代・D・E	DE	>JP YOK DE
			⑲ 2代・D・N	DN	>JP YOK DN
			⑳ 2代・S・H	SH	>JP YOK SH
			㉑ 2代・K	K	>JP YOK K
			㉒ 2代・A・Z	AZ	>JP YOK AZ
			㉓ 2代・O・N	ON	>JP YOK ON
			㉔ 2代・A・U	AU	>JP YOK AU
			① 2代・S・U	SU	>JP YOK SU
			上記以外の目的港内での進路	XX	>JP YOK XX
			* 根岸方面	XX	>JP YOK XX NGI
* 南本牧方面	XX	>JP YOK XX SHN			
* 本牧方面	XX	>JP YOK XX HNN			

横浜海上保安部 TEL : 045-201-1671 FAX : 045-211-2407 URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/>

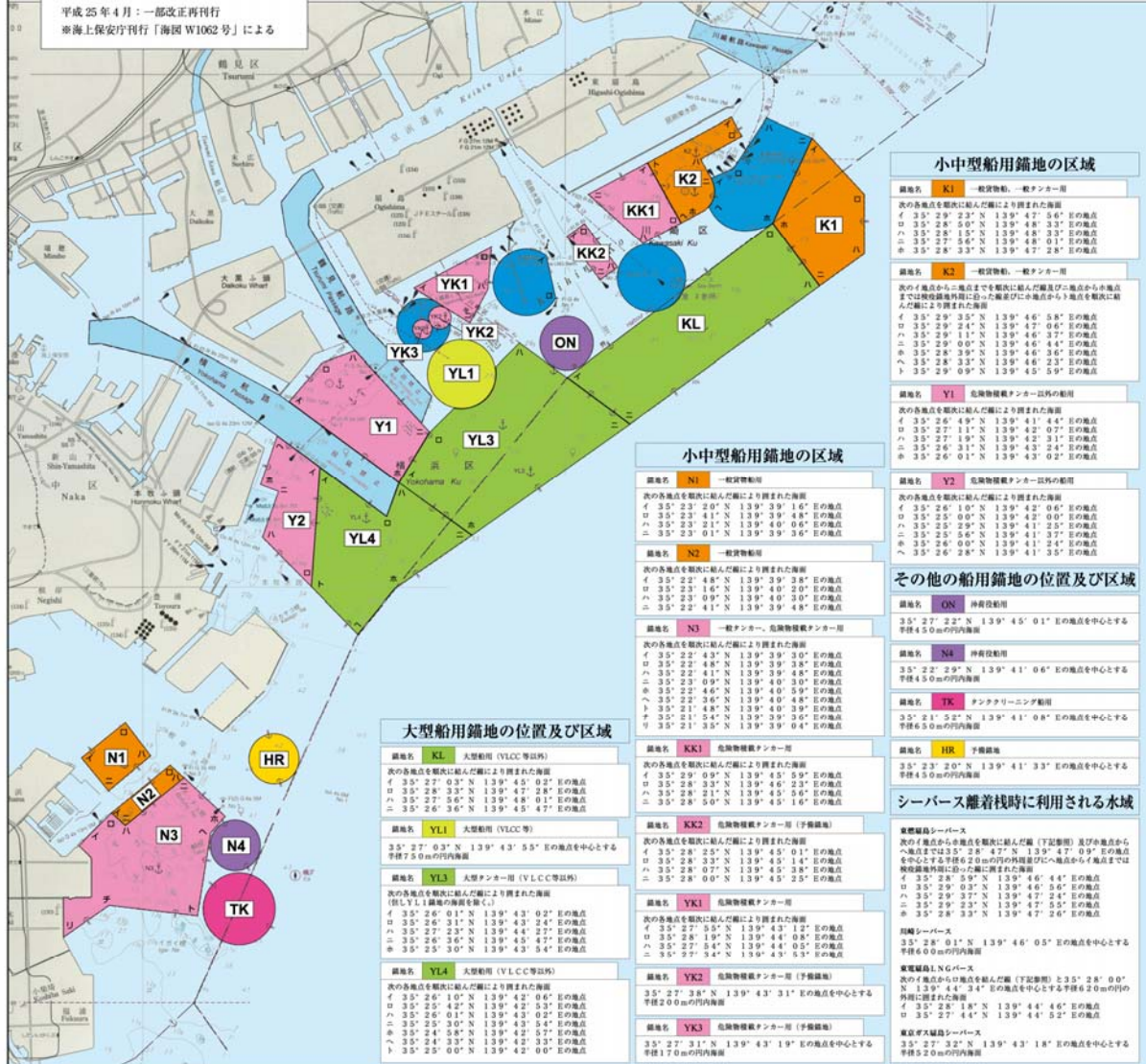
京浜港（横浜区・川崎区）における 危険物積載船及び一般船舶の錨地についてのお知らせ

平成 25 年 5 月 1 日から、錨地が下図のとおり区分されています。錨泊船は下記注意事項に従って錨泊してください。

平成 25 年 4 月

京 浜 港 長

平成 10 年 5 月：初版発行
平成 15 年 3 月：一部改正再発行
平成 25 年 4 月：一部改正再発行
※海上保安庁発行「海図 W1062 号」による



中小型船用錨地の区域

錨地名 K1 一般貨物船、一般タンカー用	錨地名 K2 一般貨物船、一般タンカー用
次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面	次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面
イ 35° 29' 23" N 139° 47' 56" E の地点	イ 35° 29' 35" N 139° 46' 58" E の地点
ロ 35° 28' 50" N 139° 48' 33" E の地点	ロ 35° 29' 24" N 139° 47' 06" E の地点
ハ 35° 28' 15" N 139° 48' 33" E の地点	ハ 35° 29' 11" N 139° 46' 37" E の地点
ニ 35° 28' 33" N 139° 47' 28" E の地点	ニ 35° 29' 00" N 139° 46' 44" E の地点
ホ 35° 28' 33" N 139° 47' 28" E の地点	ホ 35° 28' 39" N 139° 46' 36" E の地点
	ヘ 35° 28' 33" N 139° 47' 28" E の地点
	ト 35° 29' 09" N 139° 45' 59" E の地点

中小型船用錨地の区域

錨地名 N1 一般貨物船	錨地名 Y2 危険物積載タンカー以外の船舶
次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面	次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面
イ 35° 23' 20" N 139° 39' 16" E の地点	イ 35° 26' 49" N 139° 41' 44" E の地点
ロ 35° 23' 41" N 139° 39' 48" E の地点	ロ 35° 27' 11" N 139° 42' 07" E の地点
ハ 35° 23' 21" N 139° 40' 06" E の地点	ハ 35° 27' 19" N 139° 42' 31" E の地点
ニ 35° 23' 01" N 139° 39' 36" E の地点	ニ 35° 26' 31" N 139° 43' 24" E の地点
	ホ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点

その他の船用錨地の位置及び区域

錨地名 ON 沖役船	錨地名 N4 沖役船
35° 27' 22" N 139° 45' 01" E の地点を中心とする半径 450m の円内海面	35° 22' 29" N 139° 41' 06" E の地点を中心とする半径 450m の円内海面
錨地名 N3 一般タンカー、危険物積載タンカー用	錨地名 TK タンカー用（予備錨地）
次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面	35° 21' 52" N 139° 41' 08" E の地点を中心とする半径 600m の円内海面
イ 35° 22' 43" N 139° 39' 30" E の地点	
ロ 35° 22' 48" N 139° 39' 38" E の地点	
ハ 35° 22' 41" N 139° 39' 48" E の地点	
ニ 35° 22' 09" N 139° 40' 30" E の地点	
ホ 35° 22' 46" N 139° 40' 59" E の地点	
ト 35° 21' 48" N 139° 40' 39" E の地点	
チ 35° 21' 54" N 139° 39' 36" E の地点	
リ 35° 21' 35" N 139° 39' 04" E の地点	

大型船用錨地の位置及び区域

錨地名 KL 大型船用（VLCC 等）	錨地名 KK1 危険物積載タンカー用
次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面	次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面
イ 35° 27' 03" N 139° 45' 02" E の地点	イ 35° 29' 09" N 139° 45' 59" E の地点
ロ 35° 28' 33" N 139° 45' 28" E の地点	ロ 35° 28' 33" N 139° 46' 23" E の地点
ハ 35° 27' 56" N 139° 48' 01" E の地点	ハ 35° 28' 21" N 139° 45' 56" E の地点
ニ 35° 26' 36" N 139° 45' 47" E の地点	ニ 35° 28' 50" N 139° 45' 16" E の地点
錨地名 YL1 大型船用（VLCC 等）	錨地名 KK2 危険物積載タンカー用（予備錨地）
次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面	次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面
イ 35° 27' 03" N 139° 43' 55" E の地点を中心とする半径 750m の円内海面	イ 35° 27' 35" N 139° 43' 12" E の地点
	ロ 35° 28' 33" N 139° 45' 14" E の地点
	ハ 35° 27' 54" N 139° 44' 05" E の地点
	ニ 35° 28' 00" N 139° 45' 25" E の地点
錨地名 YL3 大型タンカー用（VLCC 等）	錨地名 YK1 危険物積載タンカー用
次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面	次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面
イ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点	イ 35° 27' 34" N 139° 43' 12" E の地点
ロ 35° 26' 31" N 139° 43' 24" E の地点	ロ 35° 28' 19" N 139° 44' 08" E の地点
ハ 35° 27' 23" N 139° 44' 27" E の地点	ハ 35° 27' 54" N 139° 44' 05" E の地点
ニ 35° 26' 36" N 139° 43' 54" E の地点	ニ 35° 27' 34" N 139° 43' 53" E の地点
錨地名 YL4 大型船用（VLCC 等）	錨地名 YK2 危険物積載タンカー用（予備錨地）
次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面	次の各地点を錨地に船だん線により囲まれた海面
イ 35° 26' 10" N 139° 42' 06" E の地点	イ 35° 27' 38" N 139° 43' 31" E の地点を中心とする半径 200m の円内海面
ロ 35° 25' 42" N 139° 42' 27" E の地点	
ハ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点	
ニ 35° 25' 30" N 139° 42' 54" E の地点	
ホ 35° 24' 58" N 139° 42' 57" E の地点	
ト 35° 24' 33" N 139° 42' 33" E の地点	
チ 35° 25' 00" N 139° 42' 00" E の地点	

※注意事項※

- 総トン数 10,000 トン以上又は全長 150m 以上の船舶は大型船用錨地に、未滿の船舶は小・中型船用錨地に錨泊するよう区分しています。
 - 総トン数 500 トン未滿の一般船舶については、シーバースが存在する上図の青色に塗られた区分を避けて、小・中型船用の K1、K2、Y1、Y2、N1 及び N2 錨地に錨泊するようお願いいたします。
 - 錨泊する船舶は、
 - 当直体制を強化し見張りの励行
 - 気象、海象の把握
 - 国際 VHF16ch の常時聴取
 - AIS（船舶自動識別装置）装備船は、AIS の常時作動を行い、走錨などによる海難の防止に努めてください。
- ※特に風の影響を受けやすい自動車専用運搬船及びコンテナ船の錨泊にあたっては、走錨を考慮した体制の確保に万全を期すよう願います。

お問い合わせ先 横浜海上保安部 TEL.045-201-8180 川崎海上保安署 TEL.044-266-0118

小、中型船用錨地の区域

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
K1	一般貨物船、一般タンカー用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 29' 23" N 139° 47' 56" E の地点 ロ 35° 28' 50" N 139° 48' 33" E の地点 ハ 35° 28' 15" N 139° 48' 33" E の地点 ニ 35° 27' 56" N 139° 48' 01" E の地点 ホ 35° 28' 33" N 139° 47' 28" E の地点
K2	一般貨物船、一般タンカー用	次のイ地点からニ地点までを順次に結んだ線及びニ地点からホ地点までは検疫錨地外周に沿った線並びにホ地点からト地点までは検疫錨地外周に沿った線並びにホ地点からト地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 29' 35" N 139° 46' 58" E の地点 ロ 35° 29' 24" N 139° 47' 06" E の地点 ハ 35° 29' 11" N 139° 46' 37" E の地点 ニ 35° 29' 00" N 139° 46' 44" E の地点 ホ 35° 28' 39" N 139° 46' 36" E の地点 ヘ 35° 28' 33" N 139° 46' 23" E の地点 ト 35° 29' 09" N 139° 45' 59" E の地点
Y1	危険物積載タンカー以外の船用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 26' 49" N 139° 41' 44" E の地点 ロ 35° 27' 11" N 139° 42' 07" E の地点 ハ 35° 27' 19" N 139° 42' 31" E の地点 ニ 35° 26' 31" N 139° 43' 24" E の地点 ホ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点
Y2	危険物積載タンカー以外の船用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 26' 10" N 139° 42' 06" E の地点 ロ 35° 25' 00" N 139° 42' 00" E の地点 ハ 35° 25' 29" N 139° 41' 25" E の地点 ニ 35° 25' 56" N 139° 41' 37" E の地点 ホ 35° 26' 00" N 139° 41' 24" E の地点 ヘ 35° 26' 28" N 139° 41' 35" E の地点
N1	一般貨物船	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 23' 20" N 139° 39' 16" E の地点 ロ 35° 23' 41" N 139° 39' 48" E の地点 ハ 35° 23' 21" N 139° 40' 06" E の地点 ニ 35° 23' 01" N 139° 39' 36" E の地点
N2	一般貨物船	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 22' 48" N 139° 39' 38" E の地点 ロ 35° 23' 16" N 139° 40' 20" E の地点 ハ 35° 23' 09" N 139° 40' 30" E の地点 ニ 35° 22' 41" N 139° 39' 48" E の地点
N3	一般タンカー、危険物積載タンカー用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 22' 43" N 139° 39' 30" E の地点 ロ 35° 22' 48" N 139° 39' 38" E の地点 ハ 35° 22' 41" N 139° 39' 48" E の地点 ニ 35° 23' 09" N 139° 40' 30" E の地点 ホ 35° 22' 46" N 139° 40' 59" E の地点 ヘ 35° 22' 36" N 139° 40' 48" E の地点 ト 35° 21' 48" N 139° 40' 39" E の地点 チ 35° 21' 54" N 139° 39' 36" E の地点 リ 35° 21' 35" N 139° 39' 04" E の地点
KK1	危険物積載タンカー用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 29' 09" N 139° 45' 59" E の地点 ロ 35° 28' 33" N 139° 46' 23" E の地点 ハ 35° 28' 21" N 139° 45' 56" E の地点 ニ 35° 28' 50" N 139° 45' 16" E の地点

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
KK2	危険物積載タンカー用（予備錨地）	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 28' 25" N 139° 45' 01" E の地点 ロ 35° 28' 33" N 139° 45' 14" E の地点 ハ 35° 28' 07" N 139° 45' 38" E の地点 ニ 35° 28' 00" N 139° 45' 25" E の地点
YK1	危険物積載タンカー用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 27' 55" N 139° 43' 12" E の地点 ロ 35° 28' 19" N 139° 44' 08" E の地点 ハ 35° 27' 54" N 139° 44' 05" E の地点 ニ 35° 27' 34" N 139° 43' 53" E の地点
YK2	危険物積載タンカー用（予備錨地）	35° 27' 38" N 139° 43' 31" Eの地点を中心とする半径 200mの円内海面
YK3	危険物積載タンカー用（予備錨地）	35° 27' 31" N 139° 43' 19" Eの地点を中心とする半径 170mの円内海面

大型船用錨地の位置及び区域

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
KL	大型船用（VLCC以外）	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 27' 03" N 139° 45' 02" E の地点 ロ 35° 28' 33" N 139° 47' 28" E の地点 ハ 35° 27' 56" N 139° 48' 01" E の地点 ニ 35° 26' 36" N 139° 45' 47" E の地点
YL1	大型タンカー用（VLCC用）	35° 27' 03" N 139° 43' 55" Eの地点を中心とする半径 750mの円内海面
YL3	大型船用（VLCC以外）	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 （但しYL1錨地の海面を除く。） イ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点 ロ 35° 26' 31" N 139° 43' 24" E の地点 ハ 35° 27' 23" N 139° 44' 27" E の地点 ニ 35° 26' 36" N 139° 45' 47" E の地点 ホ 35° 25' 30" N 139° 43' 54" E の地点
YL4	大型船用（VLCC以外）	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 26' 10" N 139° 42' 06" E の地点 ロ 35° 25' 42" N 139° 42' 53" E の地点 ハ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点 ニ 35° 25' 30" N 139° 43' 54" E の地点 ホ 35° 24' 58" N 139° 42' 57" E の地点 へ 35° 24' 33" N 139° 42' 33" E の地点 ト 35° 25' 00" N 139° 42' 00" E の地点

その他の船用錨地の位置及び区域

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
ON	沖荷役船用	35° 27' 22" N 139° 45' 01" Eの地点を中心とする半径 450mの円内海面
N4	沖荷役船用	35° 22' 29" N 139° 41' 06" Eの地点を中心とする半径 450mの円内海面
TK	タンククリーニング船用	35° 21' 52" N 139° 41' 08" Eの地点を中心とする半径 650mの円内海面
HR	予備錨地	35° 23' 20" N 139° 41' 33" Eの地点を中心とする半径 450mの円内海面

10 危険物積載船

1. 危険物積載船とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する火薬類、高圧ガス、引火性液体類及び有機過酸化物であって次の各号に掲げるものとする。
 - ① 火薬類（その数量が、爆薬にあつては 80 トン以上）
 - ② ばら積みの高圧ガスで引火性のもの
 - ③ ばら積みの引火性液体類
 - ④ 有機過酸化物（その数量が 200 トン以上であるものに限る。）
2. 前項の火薬類、高圧ガス、引火性液体類及び有機過酸化物には、船舶に積載しているこれらの物で当該船舶の使用に供するものは含まないものとする。
3. 上記の 1. ②又は 1. ③に掲げる危険物を積載していた船舶で、当該危険物を荷卸し後、ガス検定を行い、火災又は操発のおそれのないことを船長が確認していないものは、その危険物を積載しているものとみなす。

11 港則法及び同施行規則（一部抜粋）

【錨地の指定】

港内に停泊しようとする 500GT 以上の船舶は、係留施設に係留する場合の外、港長から錨地の指定を受けなければならない。（港則法第 5 条）

【移動の制限】

雑種船以外の船舶は、港長の許可を受けなければ、港長から指定された錨地から移動してはならない。（港則法第 7 条）

【航路及び航法】

- ① 雑種船以外の船舶が港内に入出入りするときは、航路（横浜航路、鶴見航路、以下同じ。）によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。（港則法第 12 条）
- ② 船舶は航路内においては、次の場合を除いては、投錨してはならない。（港則法第 13 条）
 - ・海難を避けようとするとき。
 - ・運転の自由を失ったとき。
 - ・人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- ③ 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。（港則法第 14 条）
- ④ 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。（港則法第 14 条）
- ⑤ 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。（港則法第 14 条）
- ⑥ 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。（港則法第 14 条）
- ⑦ 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。（港則法第 15 条）
- ⑧ 船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。（港則法第 16 条）
- ⑨ 船舶は、港内においては、防波堤、埠頭その他の工作物の突端又は停泊船舶を右舷に見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左舷に見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。（港則法第 17 条）
- ⑩ 雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。（港則法第 18 条）
- ⑪ 小型船（500GT 以下の船舶であって雑種船以外のもの）は、港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。（港則法第 18 条）
- ⑫ 小型船及び雑種船以外の船舶は、港内を航行するときは、国際信号旗数字旗 1 をマストに見やすいように掲げなければならない。（港則法第 18 条）

【鶴見航路の航法】

- ① 船舶は、横浜第4区においては、安全にかわれる場合を除き、他の船舶を追い越してはならない。（港則法施行規則第27条の3）
- ② 5,000GT（油送船にあつては、1,000GT）以上の船舶は、
 - ・鶴見航路を航行して横浜第4区に入航しようとするときは、当該航路入口付近で
 - ・横浜第4区を出航して鶴見航路を航行しようとするときは、境運河前面水域で汽笛又はサイレンをもって長音を2回鳴らさなければならない。（港則法施行規則第29条）

【航行に関する注意】

- ① 5,000GT（油送船にあつては1,000GT）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航しようとするときは航路入口付近に達する予定時刻を、出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長（横浜港内交通管制室）に通報しなければならない。（港則法施行規則第29条）
- ② 1,000GT以上の船舶は、鶴見航路を航行して入航しようとするときは、航路入口付近に達する予定時刻を、横浜第4区において移動し又は鶴見航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、入港予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長（川崎港内交通管制室）に通報しなければならない。（港則法施行規則第29条）

※上記通報先

*横浜港内交通管制室 TEL045-621-5957(VHFによる通報も可能)

*川崎港内交通管制室 TEL044-277-0946(VHFによる通報も可能)

なお、この通報は横浜市港湾局に通報した場合には、一括して港長に通報されます。

*横浜市港湾局 TEL045-671-7131 Fax045-641-8749

入出港経費の内訳について

第1回検討会において、横浜市から提出した「横浜港の強制水先の緩和に向けて＜戦略港湾の実現＞」のP10入出港経費の内訳「曳舟料」について、実績値が横浜川崎曳船株式会社から以下の通り提出されましたので、参考までにご提示します。

入出港経費の内訳

横浜市港湾局資料

	9,999総トン級	
	金額	シェア
水先料	105,296	12.6%
曳舟料	541,600	64.7%
トン税及	10,426	1.2%
岸壁使用料	100,490	12.0%
綱取放料	52,499	6.3%
入港料	26,997	3.2%
合計	837,308	100.0%

⇒

①平均入出港経費

9,999総トン級	
金額	シェア
105,296	19.4%
247,105	45.5%
10,426	1.9%
100,490	18.5%
52,499	9.7%
26,997	5.0%
542,813	100.0%

⇒

②標準入出港経費

9,999総トン級	
金額	シェア
105,296	22.6%
169,250	36.4%
10,426	2.2%
100,490	21.6%
52,499	11.3%
26,997	5.8%
464,958	100.0%

(条件)

- ・コンテナ船
- ・着岸バース：本牧ふ頭
- ・入港時間：2時間
- ・出港時間：2時間
- ・タグ2隻

- ・入港時間：1.7時間
- ・出港時間：1.2時間
- ・タグ：入港1.3隻
出港1.2隻

- ・入港時間：1.5時間
- ・出港時間：1.0時間
- ・タグ1隻

- ・平日 8:00～17:00 (時間外割増なし)
- ・喫水8.0m

○ 本船に対する使用タグ隻数 (4～11月実績本牧ふ頭 10,000 G/T 未満)

作業内容	本船数	TUG数1隻作業	TUG数2隻作業	(平均使用タグ隻数算出)
入港	1,252隻	888隻 70.9%	364隻 29.1%	$888 + (364 \times 2) / 1,252 = 1.3$ 隻
出港	1,243隻	943隻 75.9%	300隻 24.1%	$943 + (300 \times 2) / 1,243 = 1.2$ 隻

上記より平均TUG使用隻数：入港1.3隻、出港1.2隻となる。
また、使用タグ数は実績から70%以上が1隻作業である。

○ 入出港作業に関わる稼働時間 (4～11月実績本牧ふ頭 10,000 G/T 未満)

作業区分	稼働時間	TUG実績	稼働実績%	(平均稼働時間算出)
入港 1,605作業	2.5	22	1.4%	※2.5時間は荒天時作業と思慮される。 $(2.5 \times 22) + (2.0 \times 588) + (1.5 \times 971) + (1.0 \times 24) / 1,605 = 1.7$ 時間
	2.0	588	36.6%	
	1.5	971	60.5%	
	1.0	24	1.5%	
出港 1,538作業	2.0	12	0.8%	$(2.0 \times 12) + (1.5 \times 521) + (1.0 \times 1,005) / 1,538 = 1.2$ 時間
	1.5	521	33.9%	
	1.0	1,005	65.3%	

上記より平均稼働時間：入港1.7時間、出港1.2時間となる。

○ 実績に基づく曳船料

①平均 (実績より入出港平均TUG隻数及び平均稼働時間使用)

タグタリフ：15,000 G/T 未満 @67,700
 入港作業 1.3隻×1.7時間×@67,700=149,617
 出港作業 1.2隻×1.2時間×@67,700=97,488
 合計 247,105円

使用タグ数実績においては、入港の70%、出港の75%は1隻で行っている。
作業時間においても、実績から入港1.5時間、出港1.0時間が60%強となっている。

②標準 (10,000 G/T未満は、入出港ともにTUG1隻、入港1.5時間、出港1.0時間)

入港作業 1隻×1.5時間×@67,700=101,550
 出港作業 1隻×1.0時間×@67,700=67,700
 合計 169,250円